

平成16年度福島県青少年等海外派遣事業「うつくしま県民の翼」  
ユニバーサルデザイン研修コース派遣団員募集要領

平成16年度に実施する福島県青少年等海外派遣事業「うつくしま県民の翼」ユニバーサルデザイン研修コースの派遣団員を次により募集します。

1 募集人員及び募集内容

(一般団員)

- 積極的に自立生活等に取組む障害のある人 ( a ) 3名程度
- 盲・聾・養護学校高等部生徒、障害のある高等学校生徒 ( b ) 4名程度
- 高等学校生徒 ( c ) 3名程度
- 建築・設計業、製造業、運輸・通信業、小売業・飲食店、サービス業 ( 旅館、社会福祉、医療等 )、NPOなど、主としてサービスを提供する人で企画研究開発等に携わっている人又は経営者 ( d ) 8名程度

2 団員の資格要件

(1) 共通要件

県内に在勤又は居住する人 ( 詳細は個別要件参照 )

互いに助け合いながら研修をやり遂げる意思を有する人

医師や看護師、介助人の同行なしに研修可能な人

事業の計画に従って規律ある団体行動ができる人

研修への参加について、使用者、保護者等の理解と協力が得られる人

(2) 個別要件(年齢等は平成16年4月1日現在)

募 集 区 分	資 格 要 件
積極的に自立生活等に 取り組む障害のある人 (a)	日常生活及び研修が一人で行え、身体障害者手帳又は療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの満18歳以上の人で、自身の自立生活に積極的に取り組んでいる人(又は障害者の自立のために積極的に活動されている人)。帰国後、県の事業で参加報告するなど、ユニバーサルデザインを積極的に実践する意欲のある人。
盲、聾、養護学校高等部 生徒、障害のある高等学 校生徒(b)	ユニバーサルデザインに関心をもち、帰国後、県の事業で参加報告するほか、学校や地域でユニバーサルデザインを実践する意欲のある生徒。 協調性と責任感があり、国際理解・国際交流に関心を有し、海外での研修が可能な生徒
高等学校生徒(c)	ユニバーサルデザインに関心をもち、帰国後、県の事業で参加報告するほか、学校や地域でユニバーサルデザインを実践する意欲のある生徒で、以下のいずれかに該当する生徒。 ・盲・聾・養護学校と交流している学校の生徒 ・介護(福祉)コース等で学んでいる生徒 ・ボランティア活動を行っている生徒
建築・設計業、製造業、 運輸・通信業、小売業・ 飲食店、サービス業(旅 館、社会福祉、医療等) NPOなど、主としてサ ービスを提供する人で企 画等に携わっている人又 は経営者(d)	県内に在勤し、所属する団体の推薦を得られる20歳以上の人で、ユニバーサルデザインに関心をもち、帰国後、県の事業で参加報告し、ユニバーサルデザイン推進パートナーとして派遣元団体や地域などで積極的に普及啓発に努めるほか、できるところからすみやかにユニバーサルデザインを実践する意欲のある人。

【注意事項】

- ・『日常生活及び研修が一人で行え、』とは、移動、入浴等の専任の介助人の手配等がない状態で、団員相互間の支援により日常生活及び研修が行える者を言います。
- ・『団体』とは、勤務している企業等が属する団体であって、産業の振興を目的とした団体や公益的な活動をしている団体、その他任意団体などを指します(例：〇〇商工会、福島県〇〇士会〇〇支部、〇〇協議会、〇〇事業協同組合など)。

### 3 団員として応募できない者

次のいずれかに該当する人は応募できません。

国、県、市町村若しくは他の公共団体が実施した同種事業（海外派遣事業）に参加したことがある人、又は参加する予定のある人

国・県・市町村職員、警察官、公立学校教職員

### 4 募集期間

平成16年4月1日（木）から平成16年5月19日（水）まで

### 5 応募方法

#### （1）提出書類

応募票（様式1）

写真（カラー）1枚（応募票の写真添付欄に添付するものです）

応募票の写真添付欄の写真は、通常のスナップ写真（大きさはサービス版）で結構です。ただし、一人で写っている全体写真であって、補装具等（車いすを含む）使用の人については、補装具等を装着した状態での写真としてください。

なお、研修場所によっては、歩行移動が長時間になる場合もありますので、日常生活では、補装具等を使用していなくとも研修中は必要となる人は、装具した状態での写真としてください。

作文

団員に応募した動機、現在の活動などのほか、帰国後、自身の所属する団体及び地域において、どう生かすかについて800～1200字程度の作文を提出してください（書式等は特に指定しませんが、文書で記述してください）。

#### （2）申込先

募集区分	申込先
aの人	県庁 保健福祉部 自立支援領域 障害者支援グループ 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL 024(521)7169 FAX 024(521)7929
b又はcの人	在学中の学校長へ
dの人	県庁 生活環境部 県民環境総務領域 人権男女共生グループ 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL 024(521)7188 FAX 024(521)7887

## 6 団員候補者の選考

### 1 次選考（書類選考）

1 次選考は、応募票及び作文等の書類審査となり、選考結果は6月16日(水)頃までに直接応募者に通知します。

選考された人は、誓約書、使用者等の承諾書、健康診断書（面接の日から3ヶ月以内に職場等で定期診断を受けた人はその診断書の写しで結構です。また、生徒にあっては、学校の定期診断に基づく健康診断書の写しで結構です。）または現在通院治療中の人にあつては、主治医の診断書（10日間の海外派遣研修に耐えうる旨の記載を含む）を提出していただくとともに、2次選考（面接）を行います。

健康診断・診断書交付に要する費用については、各自負担願います。

### 2 次選考（面接審査）

6月27日（日）に福島市において面接（2次選考）を行います。

面接の時間、場所等については、直接応募者に通知します。なお、面接に伴う交通費は支給しません。

## 7 団員の内定及び決定

団員の内定は、2次選考結果に基づき平成16年7月中旬までに直接応募者に通知します。

一般団員の団員内定者で、負担金の免除を希望される人は、負担金免除申請を行ってください（申請書・添付書類又は申請期限については、別途通知します）。

団員内定者のうち、事前研修を修了し団員としてふさわしいと認められる人を9月上旬に団員に決定します。

### < 参 考 >

	写真	作文	面接	誓約書	承諾書	健康診断書・診断書
一般団員	募集時	募集時	H16.6.27	面接時	面接時	面接時

#### 【注意事項】

- ・「募集時」とは、募集期間内に応募票と一緒に提出することです。
- ・「面接時」とは、1次選考の結果選考された人が面接時に提出することです。